

令和2年2月27日

保護者様

南関町立南関第四小学校
校長 坂本 隆文

新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準及び卒業式の対応について

このことについて、熊本県教育委員会より標記の基準等が下記のとおり示されました。つきましては、南関町でもこの基準に従って対応することになりましたので、お知らせいたします。

記

新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準 令和2年（2020年）2月25日現在

- 1 出席停止の基準
 - ・園児児童生徒に風邪の症状や37.5度以上の発熱、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）の症状が一つでも見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。なお、この場合の出席の取扱いは出席停止とする。
 - ・園児児童生徒の同居者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、当該園児児童生徒は出席停止とし、保健所への相談を促す。
 - 2 出席停止の期間
 - ・出席停止の期間は、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでとする。
 - 3 臨時休業の基準
 - ・園児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、当該園児児童生徒及び教職員が在籍する学校は臨時休業（休校）とする。
 - 4 臨時休業の期間
 - ・臨時休業（休校）期間は、当該園児児童生徒及び教職員が、最後に登園・登校した日から2週間とする。
- ※なお、出席停止の基準及び期間、臨時休業の基準及び期間については、今後の感染拡大の状況や医学的見地の情報で変更する場合がある。

卒業式の対応について

- 1 感染拡大防止のため卒業生、保護者等（同居者に限る）、教職員のみで行うこととし、在校生や来賓等は参加しないこととする。
- 2 式の運営上、やむを得ず在校生総代等の出席が必要な場合には必要最小限とし、事前に当該児童生徒の保護者の了解を取るものとする。
- 3 式や式前後の行事等は可能な限り短縮するように配慮する。
- 4 新型コロナウイルス感染に伴う休校となった場合、休校期間中の予定の式は中止または延期とする。

<各ご家庭への連絡とお願い>

- ・卒業式（3/24）の日、1～5年は「指定休業日」とします。
- ・毎朝、登校前の検温及び手洗い・うがい等の励行をお願いします。
- ・マスクが不足しておりますが、できるだけマスク着用をお願いします。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。